令和５年夏の交通事故防止運動推進要綱

目的

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故の防止を図ることを目的とする。

期間

令和５年７月１日（土曜日）から７月３１日（月曜日）までの１か月間

運動の重点

こどもの交通事故防止

二輪車の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

飲酒運転の根絶

スローガン

あぶないよ　いそぐきもちにしんこきゅう

スピードの　出し過ぎ注意　事故の元

自転車に　乗るなら必ず　ヘルメット

ちょっとだけ　その一杯が　命取り

運動の進め方

交通事故により、未だ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。

○本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

７月の府内一斉交通安全指導日等

７月８日（土曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

７月１５日（土曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、

シートベルト着用徹底の日

７月２０日（木曜日）ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー

こどもの交通事故防止

本年４月末現在、府内におけるこどもが関連した交通事故件数は前年比で増加しており、また、過去５年の統計から７月から８月にかけて、こども関連交通事故件数が増加する傾向にある。7月下旬になると夏休みに入り、こどもの行動範囲が広がることから、道路へは飛び出さない、道路を渡るときは左右をしっかり確認するなどの基本的な交通ルールと正しい交通マナーを一人ひとりに根付かせ、こどもの交通事故防止を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

○日常生活や教育現場における幼児・児童に対する安全な道路の通行方法に関する教育の推進

○通学路等における幼児・児童の安全の確保

○こどもに対する思いやりのある運転の促進

○様々な媒体等を利用した交通安全教育等による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と交通安全行動の促進

○信号機のない横断歩道における安全対策の推進（横断歩道ハンドサイン運動の推進）

○夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進

広報・実践促進事項

・信号は必ず守りましょう。

・信号が青でも左右を見て、周りの安全をしっかりと確認しましょう。

・道路では、遊ばない、飛び出さない。

・夜間の外出には目立ちやすい明るい色の服を選びましょう。

・まわりの大人がまずこどもたちの手本となりましょう。

歩行者は

○道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○交差点では、信号が青でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○信号機のない横断歩道では、ドライバーに「目と手で合図」をして意思疎通を図り、安全に渡りましょう。（横断歩道ハンドサイン運動）

○夕暮れ時や夜間に外出する時は明るい色の目立つ服装で、靴や持ち物等に反射材を付け、ドライバーに遠くからでも発見されやすいようにしましょう。

ドライバーは

○こどもの行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。

○夕暮れ時は早めにヘッドライトをつけましょう。

○夜間の対向車や先行車がいない状況では、ハイビームを使用しましょう。

○横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

○車道やその付近を幼児二人同乗用自転車等が通行している際は、転倒等を想定し、安全な距離・間隔を確保しましょう。

地域・職場では

○自治会、こども会、放課後児童クラブ等において、こどもを対象とした交通安全教育・広報啓発を実施しましょう。

○地域交通安全活動推進委員等は、こどもなど交通弱者を対象とした保護誘導活動を行いましょう。

○地区(自治会等)ごとにこども自身の交通安全意識とこどもに対する保護意識の高揚を図りましょう。

家庭では

○こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、安全な交通行動について具体的に指導しましょう。

○身近に感じた「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

○こどもが外出するときには、「車に気をつけてね」「安全確認をしっかりしてね」などの声かけをしましょう。

○夜間の交通事故防止に役立つ反射材を身に付けるようにしましょう。

二輪車の交通事故防止

本年４月末現在、府内における二輪車の交通事故件数は前年比で増加しており、全死者数に占める二輪車の死者数の割合（24.1％）は歩行者に次いで高く、高水準で推移し、さらに昨年の二輪車の交通事故件数及び死者数の割合は全国平均と比較しても高くなっている。

また、二輪車の交通事故は重大な結果を招くことから、継続的に二輪車の運転者に対し、無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車すり抜け運転ストップ運動」等の各種広報啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけ、二輪車の交通事故防止を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○二輪車の運転者に対する交通ルール遵守に向けた積極的な広報啓発活動の推進

○街頭活動を通じ、信号無視や車列のすり抜け等を行う二輪車の運転者に対する指導警告の推進（二輪車すり抜け運転ストップ運動の推進）

○二輪車の特性の周知やヘルメット及び胸部プロテクター等の正しい着用による被害軽減効果に関する広報啓発活動の推進

○改正道路交通法（令和５年７月１日施行予定）により、「特定小型原動機付自転車」の通行方法が制定されることを踏まえた、電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用の促進と交通ルール遵守に向けた広報啓発活動の推進

○重大事故に直結する恐れのある速度超過違反防止のため、二輪者の運転者に対する規制速度遵守の呼びかけ

広報・実践促進事項

・交差点に進入するときは、対向車の動きを十分注意し、しっかり安全確認をしましょう。

・無理な追い越しやすり抜け運転は非常に危険です。絶対やめましょう。

・スピードを控え、危険を予測した運転をしましょう。

・万が一の交通事故に備え、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用し、体をしっかり保護しましょう。

二輪車の運転者は

○車間距離を十分に取り、走行中や渋滞中の車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○交差点を直進する際は、特に対向右折車両の動きに十分注意しましょう。

○車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○ヘルメットを正しく着用しましょう。

○万が一の交通事故に備えて、被害を軽減する胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

ドライバーは

○二輪車は実際よりも小さく、遅く、遠くに見えるという特性を理解し、注意しましょう。

○交差点では速度を控え、特に左折時の巻き込みや、右折時の対向二輪車の動きに注意して運転しましょう。

地域・職場では

○事業者や安全運転管理者等は、二輪車を利用する従業員に対し、二輪車の特性及び交通ルール遵守の重要性を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。

○ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

家庭では

○身近に起こった「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族と話し合いましょう。

○万が一の交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

自転車の安全利用の推進

本年４月末現在、府内における自転車が関連した交通事故件数は前年比で増加しており、全事故に占める自転車関連事故件数の割合は3３.７％と高い割合を占め、さらに昨年の自転車乗用中の交通事故死者数の割合は全国平均と比較しても高くなっている。

７月になると、行楽シーズンを迎え、自転車で出かける機会が増えることから、自転車利用者に対し、交通ルールの遵守・正しい交通マナーの実践及び自転車の乗車用ヘルメット着用等、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○全年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進に向けた広報啓発活動の推進

○「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行場所、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践に向けた広報啓発活動の推進

○原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車の通行方法や自転車通行空間が整備された道路における通行方法の周知と遵守に向けた広報啓発活動の推進

○信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、交通事故防止のための交通ルールの周知と遵守に向けた広報啓発活動の推進

○運転中のスマートフォン等の操作など、「ながら運転」の防止に向けた広報啓発活動の推進

○未就学児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

○自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働きかけや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた自転車配達員への交通ルール遵守の呼びかけ等の推進

広報・実践促進事項

・大人もこどももヘルメットを着用し、万が一の事故に備えましょう。

・自転車は「くるま」の仲間です。交通ルールを必ず守りましょう。

・スピードの出し過ぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

自転車に乗るときは

○大人もこどももヘルメットを着用しましょう。

○信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○歩道は歩行者優先です。歩道を通行する際は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

○運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトをしっかり締めましょう。

○未就学児２人を幼児二人同乗用自転車に乗せる際には、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろす際には、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。

○自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対し、交通ルールを遵守するよう指導を徹底するとともに乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。

家庭では

○万が一の交通事故に備えて、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

○自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう。

○自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう。

○自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

飲酒運転の根絶

令和４年中の府内における飲酒運転による交通事故件数は1５９件（前年比＋２８件）、死者数は8人（前年比±０人)であり、また本年４月末現在においても、府内における飲酒運転による交通事故件数、死者数は前年比で増加していることから、根絶には未だ遠い状況である。

７月になると、本格的な行楽シーズンを迎え、屋外等で飲酒する機会が増えることから、「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転の根絶を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○飲食店等におけるドライバーへの酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

○交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる等、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進

○地域、職場等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

○自動車運送事業者等によるドライバーの運転前後におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

〇自転車による飲酒運転禁止の周知活動の推進

広報・実践促進事項

・「飲酒運転は犯罪！」絶対にやめましょう！

・お酒を飲んだ人に車を貸してはいけません。

・飲酒運転の車に同乗してはいけません。

・車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

ドライバーは

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

○車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

地域・職場では

○広報誌・機関誌等に、飲酒運転による事故の悲惨さを訴える記事の掲載に努めましょう。

○地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう。

○自動車運送事業者等は、営業所等において、ドライバーの運転前後におけるアルコール検知器等を使用したアルコールチェックを徹底しましょう。

家庭では

○飲酒運転が犯罪であることや、飲酒運転がもたらす悲惨な結果について話し合いましょう。

○自転車は「くるま」の仲間です。自転車の飲酒運転も絶対にしないよう家族で話し合いましょう。

○ 「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合い言葉のもと、お互いに注意し合いましょう。

○お酒を飲んだ人に車を貸すことや飲酒運転の車に同乗することも犯罪であることを家族で周知しましょう。